

文部科学省の概算要求（定数関係）資料受領について

2007年9月4日（火）自治労学校事務協議会は文部科学省から「平成20年度概算要求主要事項」の説明資料を受け、若干の意見交換を行った。自治労学校事務協議会は政策部会の代表である中村文夫が担当した。

【中村メモ】

質疑等のメモを以下に示すが、全体的に「教育3法体制」のための予算づけであり、定数改善の内容を十分に吟味すること無しには、「人が増えることは良いことだ」という単純で無原則な歓迎は難しいとの気持ちを抱いた。

1. 平成20年度概算要求主要事項、平成20年度概算要求主要事項[説明資料]に基づいて、文部科学省から概要の説明を受け、質疑をおこなった。
2. 文部科学省側の説明をまとめると、この2年間定数改善ができなかったが、2万1千人の定数改善要求ができたのは、教育3法が国会を通ったことが大きい。付帯決議に定数改善を盛り込んでいる。これがなければ、今回の概算要求はなかった。大臣の意向によって「社会総がかりでの教育再生」は定数改善のみならず、(a)定数措置、(b)予算による外部人材の活用、(c)予算による事務の外部化等という3本のセットで「子どもと向き合う時間の拡充」を図ることという概算要求の枠組みとなっている。(a)(b)(c)と事務の合理化により教員の残業時間(月平均34時間)を半分に抑制することが教育再生に必須であるとの考え。
3. 学校事務職員の配置について、(a)の定数措置の一貫であり、「教員の事務負担の軽減」を目的とした共同実施に対して、1,456人(初年度485人)の加配を求めたもの。内容としては「複数校の事務を共同実施する体制の整備促進(12学級以上の中学校の2校区に1人事務職員を加配)」であるが、12学級以上とは算定の名目であり、実際は教員の多忙化対策を行う事務の共同実施の申請があったところにつける。それ以外は、今回の定数要求の趣旨に合わないので、加配をすることはない。
4. 格差社会の問題は行革推進法以前からあったことであり、就学援助事務等による学校事務職員の定数改善は、教育3法が国会で承認されたという新たな状況からする今回の定数改善の趣旨に合わない。

5. (b) 予算による外部人材の活用は、非常勤講師による外部人材の活用で残業時間の軽減すること。(c) 予算による事務の外部化は、ボランティアによる「学校支援地域本部」を使った残業時間の軽減である。「事務の外部化」はアウトソーシングというよりはボランティアによる部活動指導等の支援である。

6. この他、研究指定されている5地域の共同実施の内容についても意見交換をした。
 - (1) 「指導要録のIT化」は、わざわざ学校事務共同実施でソフト開発や入力をしなくても、既に各学校で実現している例が少なく無い。この他にも様々な支援ソフトの開発を行っているようだが開発が終われば業務量は少なくなるのではないかとの疑問に対して、「必要がなくなれば加配を引き上げればいいだけのことである」と。
 - (2) 教職員配置に関する調査研究委託事業の「事務の共同実施」を見ると保護者負担経費の処理が学校事務共同実施に入っている給食費、教材費の徴収は公金でないので、責任所在もあいまいであり、システム開発以前に法律的に公費への歳入処理等の法律的な整備が必要ではないかと質したが、「所管が違う」と。